

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
9月25日
(火曜日)

目次

○告示
指定施業要件の変更予定保安林(美祢市) (森林整備課) ……………



山口県告示第三百四十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成三十年九月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定をする件(昭和六十年農林水産省告示第千二百一十一号(二に係るものに限る。))、保安林の指定をする件(平成二年農林水産省告示第七百三十八号(三に係るものに限る。))、保安林の指定をする件(平成三年農林水産省告示第六百四号(一に係るものに限る。))及び保安林の指定をする件(平成五年農林水産省告示第三十五号(二に係るものに限る。))に定めるところによる。
- 二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設農林部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

- 美祢市東厚保町山中字浴口一三二、一三八から一四〇まで、一四二、一四四、一五〇、一五二、一五四、一五六の七〇まで、於福町上字黒ヶ谷一八〇九から一八一七まで、一八一七の一から一八一七の一六まで、一八一七の二〇から一八一七の三二まで、一八一七の三四、一八一七の二六、一八一七の二七、一八一七の二九から一八一七の三二まで、一八一七の三五、一八一七の三六、一八一七の三八から一八一七の四〇まで、一八一七の四三、一八一七の四五、一八一七の四六、一八一七の四九、一八一七の五一、一八一七の五二、一八一七の五四から一八一七の五九まで、一八一七の六一から一八一七の六五まで、一八一七の六七、一八一七の六八、一八一七の七〇、一八一八から一八二〇まで、一八二二、二九八六、二九八七、二九八七の一、二九八八、二九八九、二九八九の一、二九九〇、二九九一、二九九一の一、二九九二、二九九三、二九九三の一から二九九三の三まで、二九九六から二九九八まで、二九九八の一、二九九八の二、二九九九、二九九九の一、三〇〇〇

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設農林部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

- 美祢市秋芳町青景字一ノ谷四四、一〇〇、一〇三、一〇五、一〇六、一〇七の一、

字掛ノ上一九四の四、一九四の一〇、一九四の一二、一九四の二七、秋芳町別府字上ノ浴五五、五八、二七四三、字芦田一五四三、一五四四、一五四五の一、一五四五の二、一五四六、一五四七の一、一五四七の二、一五四八の一、一五四八の二

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祿市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祿市建設農林部農林課に備え置いて縦覧に供する。)